

2024年 2月 28日

大分県知事
佐藤 樹一郎 様

日本労働組合総連合会大分県連合会
会 長 石本 健二

要 請 書

貴職におかれましては、大分県政の発展と県民福祉の向上、とりわけ「安心・元気・未来創造」の大分県づくりに向けて日夜ご努力されていますことに対し深く敬意を表します。

はじめに、大分県の地域別最低賃金は、前年に引き続き、春季生活闘争要請をスタートとし、各市町村の意見書採択や、最低賃金審議会に対する県知事からの意見書の提出など強い働きかけが引き上げの根拠ともなり、2023年10月より899円に改定されました。この間の取り組みに感謝申し上げますと共に、引き続き最低賃金引き上げに向けた中小企業支援策の取り組みをお願い申し上げます。

さて、国内経済は、名目賃金が上昇しているものの物価を加味した実質賃金はマイナスで推移し、勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながるよう昨年を上回る持続的な賃上げが必要です。昨年の連合大分春季生活闘争は、全体的には連合本部と同様に30年ぶりの高水準の賃上げが実現したものの、大手組合と中小組合において格差拡大が生じています。また、すべての働く人の賃上げ、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、価格転嫁の徹底などにより、デフレマインドを払拭し、労働側への分配を厚くし、企業規模間、雇用形態間、男女間の格差是正について改善する必要があります。

そのためには、適正な価格転嫁が十分に進んでいない中小企業や経営状況が厳しい産業においても継続的な賃上げができるよう、公正取引委員会が示す「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性が確保されるよう取り組みを進めていかなければなりません。

また、超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、将来にわたり人材を確保・定着させ、生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」による有期・短時間・契約等労働者を含めた雇用安定や処遇改善など働く人全体の賃上げが必要です。連合本部は、このような課題認識の下、マクロ的な視点から問題意識を共有し、GDPも賃金も物価も安定的に上昇するステージへ転換し望ましい未来をつくる「未来づくり春闘」を深化させていくこととしています。

このようななか、連合大分は、連合方針に則り、すべての働く者・県民生活の「底上げ」「底支え」「格差是正」と誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備をはかるため、2024春季生活闘争に取り組みます。今次闘争では、「みんなで賃上げ。ステージを変えよう！」をスローガンに掲げ、①賃上げ、②働き方の改善、③ジェンダー平等・多様性の推進、④政策・制度実現の取り組み、を4本柱とし「働くことを軸とする安心社会」の実現への道を切り拓いていかなければなりません。

こうした状況のもと、以下の事項の取り組みについて要請致します。つきましては、働く者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、ご尽力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. 「経済の自律的成長」を確実なものとするため、引き続き企業誘致や既存企業の活性化施策により雇用促進がはかれるよう取り組みを進めること。また、物価上昇局面における総合的な対策、GX、DX を含めた産業構造への対応をはかるとともに、業況の厳しい産業への支援に取り組むこと。
2. 県内の大多数を占める中小地場企業の経営基盤の安定と発展、働く者の賃上げ原資確保には取引の適正化の推進とともに、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現が不可欠である。したがって、公正取引委員会が示す「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」について社会全体に対して周知徹底すること。
3. 労働力人口が、全国平均と同様に大分県も減少の一途を辿るなか、大分県の地域別最低賃金は、2023年10月より45円引き上げられ899円となったものの、最低賃金が高い地域への人材流出の一因に至っている。安定した雇用の確保ができなければ企業の発展はもちろん、地域の活性化も望めないことから、最低賃金引き上げに向けた中小企業支援策について大分労働局と連携し、県内各企業へ周知徹底すること。
4. ハラスメント対策関連法で定めるパワハラ防止措置義務がすべての企業に課せられていることを踏まえ、あらゆるハラスメント対策を講じること。
加えて、LGBT理解増進法が2023年6月に施行されたことから、性的指向・性自認に関するハラスメントや差別、望まぬ暴露であるいわゆるアウティングの防止やプライバシーの保護に向けた普及啓発に取り組むこと。
5. 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が2024年4月から2.5%（国・地方自治体2.8%、教育委員会2.7%）に引き上げられることを踏まえ、障がい者が安心して働き続けることができるよう各種助成金の活用を含め、職場における障がい者に配慮した雇用環境の整備に向けて県内各企業へ周知徹底すること。
6. 県および市町村職員の賃金・労働条件については、当該労使の十分な協議・合意を尊重すること。
7. 食料品をはじめとする生活必需品の価格上昇が、国民生活、特に低所得者の生活を圧迫し続けているなか、とりわけ、高騰が続くガソリン価格については、地方のくらしと中小企業の経営に大きな打撃を与えている。
このようなことから、燃料価格の高騰対策として、揮発油税などに上乘せされているいわゆる「当分の間税率」の廃止と、税制全体の見直しによって地方財政に影響を及ぼさないための措置を講じるよう国に対して要請すること。

以 上